



新型コロナウイルス関連情報

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者に対する コロナ関連融資制度の取扱期限延長について

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者に対するコロナ関連融資制度について、取扱期限が令和3年6月末までとなっておりましたが、政府から足元の感染状況や資金繰りの状況を踏まえ、**取扱期限を当面年末まで延長する**との公表がありました。

詳細につきましては、お近くの商工会や経済産業省等のホームページ等でご確認いただきますようお願い申し上げます。

政府系金融機関（日本政策金融公庫及び商工中金）による実質無利子・無担保融資の概要

	日本公庫 (中小事業)	商工中金 (危機対応融資)	日本公庫 (国民事業)
要件 支援内容	新型コロナウイルス感染症の影響により、 最近1ヶ月間の売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して一定程度減少すること ①▲5%であれば、低利融資 当初3年間：基準利率▲0.9%、4年目以降：基準利率 ※中小事業・危機対応：1.11%→0.21%、国民事業：1.26%→0.36% ※令和3年4月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律 ②さらに以下の要件を満たせば、利子補給を通じて当初3年間、実質無利子・無担保融資 小規模の個人事業主：▲5% 小規模の法人：▲15% その他：▲20%		
貸付期間 (据置期間)	設備資金20年以内、運転資金15年以内 (据置期間は最大5年)		
上限額 (併用可)	3億円(実質無利子) 6億円(融資枠)	3億円(実質無利子) 6億円(融資枠)	6,000万円(実質無利子) 8,000万円(融資枠)
期限	当面今年前半まで → 当面年末まで継続(今回の措置事項)		

※商工会までお気軽にご相談ください！



厳しい今だからこそ！ 経営計画作りませんか？

①目指すは、売上アップ 利益アップ

人口減少や高齢化など厳しい経営環境の中で、経営の維持・発展には計画的な取り組みが有効です。一方で、経営計画を作って経営している方はあまり多くないのが実態です。計画をすることにより、売上アップ、利益アップへの道筋ができます。また、資金調達や補助金の活用で有利になることがあります。商工会が応援しますので、計画づくりに挑戦しましょう。

②健康チェックで、健康増進 体力アップ

邑南町商工会では、経営計画作成に取り組む前に、経営の健康診断をお勧めしています。将来の経営を考える前に、しっかり会社の状態を把握した上で、売上アップ、利益アップの作戦を考えましょう。商工会では、“経営の健康チェック”を無料で実施しますので、是非ご利用ください。

計画づくりの第一歩は、自らを知ること

“ 経営の健康チェック（無料） ” 希望者大募集中！

募集期間：令和3年7月5日～8月5日 お問合せ・お申込みは、商工会へ

<ステップ1> 簡単・健康チェック（財務分析）

決算書で健康チェックをしてみましょう！商工会の経理システム「ネット de 記帳」をご利用の方は、簡単に分析データが出せます。また、その他の方も決算書があれば、商工会で分析データを提供できます。まずは、商工会にご相談ください。

→→→もっと経営のことを考えてみたい方は、次のステップへ

<ステップ2>
○健康診断（経営分析）

<ステップ3>
○経営計画の作成



「経営計画??? 何から手を付けたら良いかわからない・・・」

「貸借対照表?損益計算書? どう見たらいいの・・・???」

!!!心配ご無用!!!

経営計画は「作ってみること」から始まります、難しいことはありません。まずは、経営分析を行って経営の実態をあらためて見つめ直し、一緒に経営計画作りながら将来のビジョンを描いていきましょう！



邑南町商工会からのお知らせ! ~源泉税納期特例の事業者様~

7月12日(月)は源泉税の納期特例を申請されている事業者様の納付期限日です。
納付書や賃金台帳など、余裕を持った書類の準備をお願いします。
ご不明な点等がございましたら商工会までお気軽にお問い合わせください。

青年部・女性部報告

☆「第51回 石東ブロック商工会青年部・女性部研修大会」に参加しました!

先般、6月12日(土)に美郷町にて「第51回 石東ブロック商工会青年部・女性部研修大会」が開催されました。昨年は新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となりましたが、今回は、感染対策を講じながらの大会開催となり、青年部・女性部とも役員・事務局での参加でした。

大会委員長は、今年度より石東ブロック長に就任された邑南町商工会青年部の小泉 篤さんが務められ、冒頭の挨拶では研修大会の意義等、力強いメッセージを発信しておられました。

今回の主張発表は桜江町商工会青年部が行い、「もっと地域に必要な青年部に」との思いを熱く発表され、参加者も感銘を受けておられました。

講演会ではSNSを活用した広告宣伝・情報発信力強化について講演され、事業運営や様々な活動を実施していく上で、大変参考となるツールを学ぶことができました。

来年度は、川本町での開催が予定されており、たくさんのご参加を期待しております!



※ 最後に青年部から(^_^)/

■瑞穂中学校 職業体験学習

6月25日(金)に、昨年に引き続き、瑞穂中学校の職業学習に参加しました!

青年部員からはPaigeの中井大介さん、間商事(有)間孝司さん、梶の森近竜也さんの3名が講師を務めました。普段は商売人の講師と実際に触れ合えたことは、学生さんにとって新鮮な体験だったようです。将来、地域経済の担い手が1人でも多く誕生してほしいと切に願うばかりです!

子育てしやすい 職場づくりに 取り組む企業を 応援します

事業者の皆様へ



子育てしやすい職場づくり奨励金

奨励金

10万円 [1制度導入]
上限 20万円

対象業種

次のア～イの制度を令和2年4月1日以降に導入し、
令和3年度内に一定の範囲実績があること

ア 育児休業の有給休暇制度

①対象 18才までの子どもがいる労働者
②対象 対象者1名が合計5日間利用

イ 短時間勤務制度（3時間未満を除く）

①内勤制度 フレックスタイム制度、始業前業務時間の繰上げ繰下げ
②対象 3才以上 小学6年以下の子どもがいる労働者
③対象 対象者1名が合計20日間利用

令和2年度中に制度を導入済みの事業所は、令和4年3月31日までに
申請されれば、20万円/1制度となります。

※奨励金の範囲に定めはありませんので、就業規則や就業形態などにも
関わっている場合がございます。

出産後の 職場復帰に 取り組む企業を 応援します

出産後職場復帰奨励金

【令和2年4月1日以降に産前休業を開始した場合】

対象者50人未満の事業所、かつ
初めて本奨励金を申請する事業所の場合

上記以外の労働者数
50人未満の事業所

20万円/人

10万円/人

対象業種

・育児休業を3ヶ月以上取得し、

職場復帰した労働者を3ヶ月以上雇用していること

・労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること

・労働者の育児休業取得や法定後の職場復帰、子育てに関する支障に
手帳も取り替わること

【令和2年3月31日までに産前休業を開始した場合】

育児休業17ヶ月以上

育児休業3ヶ月以上
17ヶ月未満

育児休業3ヶ月未満
または産休のみ

40万円/人

20万円/人

10万円/人

対象業種

・産前産後休業または育児休業を取得し、

職場復帰した労働者を3ヶ月以上雇用していること

・労働者の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること

・労働者の育児休業取得や法定後の職場復帰、子育てに関する支障に
手帳も取り替わること

対象事業者 島根県内に本社（または主たる事業所）がある中小・小規模事業者等
（社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です）

対象事業所 常勤労働者数50人未満の、島根県内の事業所（本支店、営業所等）

働きやすくて子育てもしやすい職場がうれしいね!



詳しい内容・申請方法は、お近くの商工会までお問い合わせください

島根県商工会連合会本所 TEL 0852-21-0651 | 島根県商工会連合会石見事務所 TEL 0855-22-3590